

鋼 船 規 則

CSR-B 編

ばら積貨物船のための
共通構造規則

鋼船規則 CSR-B 編

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2011 年 6 月 30 日 規則 第 18 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

CSR-B 編 ばら積貨物船のための共通構造規則

改正その 1

2 章 一般配置設計

2 節 区画配置

8. 燃料油タンク

8.1 一般

8.1.2 を次のように改める。

8.1.2 (SOLAS Ch.II-2, Part B, Reg.4.2)

燃料油タンクは、実行可能な限り、船体の一部を形成するものでなければならず、A 類機関区域の外部に設けなければならない。

二重底タンク以外の燃料油タンクを A 類機関区域内又は A 類機関区域に隣接して設ける必要がある場合には、当該燃料油タンクの垂直面のうち少なくとも 1 つが A 類機関区域の境界に接するものとしなければならない。また、できる限り二重底タンクと境界を共有することが望ましく、A 類機関区域と共有するタンク境界の面積を最小限にとどめなければならない。

二重底タンク以外の燃料油タンクが A 類機関区域内に設けられる場合には、当該燃料油タンクには引火点が ~~61~~60℃以下の燃料油を積載してはならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2011 年 6 月 30 日から施行する。

10章 船体機装

2 節 ブルワーク及びガードレール

2. ブルワーク

2.1 一般

2.1.1

原則として、ブルワークは、適当な部材により上縁を防撓し、 $2m$ を超えない間隔のステイ又はブラケットにより支持しなければならない。

ステイ及びブラケットの遊縁は、防撓しなければならない。

ブルワークのステイ及びブラケットは、甲板下部の梁又は横防撓材に一致させて設けなければならない。

これに代えて、ステイ及びブラケットの下端部を縦通防撓材により支持することとして差し支えない。

2.1.2

$B-60$ 乾舷又は $B-100$ 乾舷適用船において、規則長さ L_{CSR-B} の船首端から $0.07L_{CSR-B}$ の範囲については、ブラケット及びステイの間隔を $1.2m$ 以下としなければならない。

2.1.3

ブルワークを断続構造とする場合、ステイ又はブラケットの寸法は、**2.2** に規定する関連の寸法より増さなければならない。

2.1.4

原則として、ブルワークは舷側厚板の上縁又は梁上側板に固着してはならない。

これが不可能な場合、固着箇所の詳細については本会の適当と認めるところによる。

2.1.5 として次の 1 条を加える。

2.1.5

ブルワークの構造等は、本節の規定に加え、C 編 23.1.3-4.から-6.の規定にもよらなければならない。

附 則 (改正その 2)

1. この規則は、2011 年 12 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。